

「木地山地熱発電所（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東北自然エネルギー株式会社が、秋田県湯沢市において、出力 14,900kW 級の地熱発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された栗駒国定公園の第 2 種特別地域に位置している。

また、想定区域の周辺には、複数の温泉や噴泉が存在するほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ等の希少な猛禽類や自然公園法に基づき採取・損傷が規制されている指定植物の生息・生育が確認されており、秋田県文化財保護条例（昭和 31 年秋田県条例第 12 号）に基づき指定された天然記念物である木地山のコケ沼湿原植物群落等の湿地・湖沼群が存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに地熱発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させるとともに、これまで地熱調査のために造成した調査基地等の改変地を極力活用すること。

（2）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（3）最新の知見の反映

地熱流体の採取と熱水等の還元による温泉等への影響や、地下深部への掘削が地上の自然環境や景観資源に与える影響等、地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

（4）生産井及び還元井の維持

施設供用後に、生産井又は還元井の機能低下による、補充井の掘削が想定されており、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため、当初設置する生産井や還元井は、できる限り長く維持し、施設供用後の補充井の掘削及び附帯設備の増設等が最小限となるよう事業内容を検討すること。

(5) 国立公園における優良事例の形成について

本事業は、自然公園法に基づき指定された栗駒国立公園の第2種特別地域に位置しており、同国立公園の第1種特別地域地下部への生産井の傾斜掘削が想定されている。このため、「国立・国立公園内の地熱開発の取扱いについて」(平成27年10月2日付け環自国発第1510021号環境省自然環境局長通知)を踏まえ、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例となるよう引き続き、秋田県を含む地元関係者と十分に調整し、取組を講ずること。

2. 各論

(1) 温泉に対する影響

想定区域の周辺には温泉が位置していることから、本事業の実施による温泉への影響について、温泉の環境監視と併せて適切に調査・予測及び評価を行い、その結果を地元関係者に共有すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉の枯渇・減少等の影響が懸念される場合には、地元関係者と合意形成を図った上で、温泉への影響を回避する等の適切な措置を講ずること。

(2) 動物、植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカ等の希少な猛禽類の生息が確認されている。

また、想定区域には、自然公園法に基づき採取・損傷が規制されている指定植物が生育しており、想定区域の周辺には、秋田県文化財保護条例に基づき指定された天然記念物である木地山のコケ沼湿原植物群落等の大小の湿地・湖沼群が存在する。

これらのことから、本事業の実施により、動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、これまで継続的に実施されている環境監視と併せて、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。